

第1章 緑の現状と課題

1. 町の緑の現状
2. 緑の課題の整理
3. 前計画の検証

1. 町の緑の現状

(1) 町の概況

① 位置・地勢・気象

本町は、神奈川県南西、足柄上郡の東端に位置し、横浜から約40km、東京都心部から約60kmに位置しています。町の面積は20.02km²で、東西6.8km、南北5.3kmに広がっており、町の北側は秦野市、東側は平塚市、南側は二宮町・小田原市、西側は大井町にそれぞれ接しています。

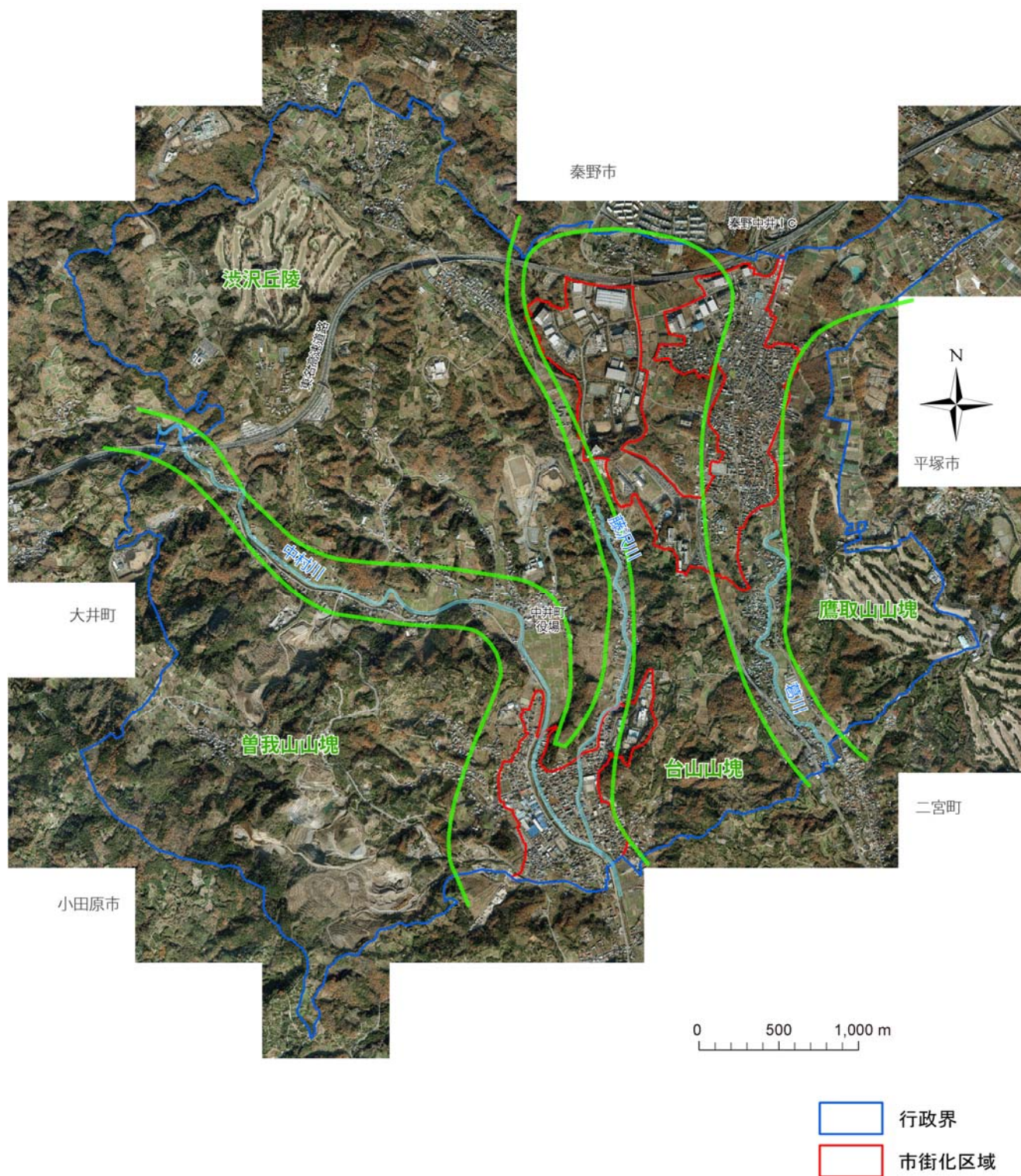
大きな地形区分は、町全体が大磯丘陵の上に位置し、曽我山山塊、渋沢丘陵、鷹取山山塊、台山山塊の4つの大きな塊と、その間の低地部を流れる中村川、藤沢川、葛川から構成されており、起伏が多く、概して北西部は山地、南東部は緩傾斜地になっています。

気象は、相模湾の影響を直接受けることから、冬暖かく夏涼しい気候となっています。

◆ 中井町の位置 ◆



◆ 町の全景 ◆



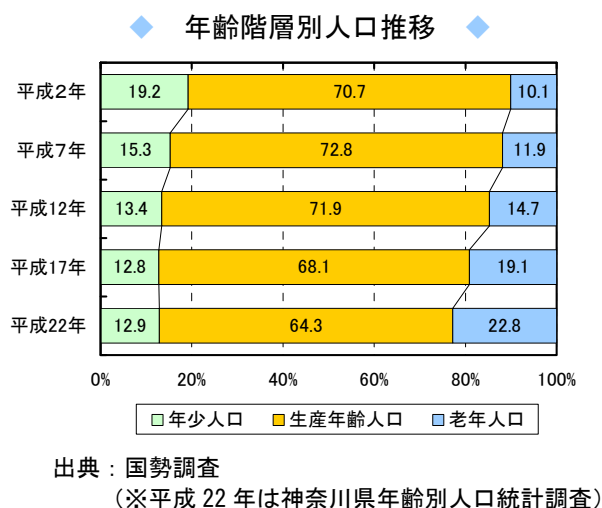
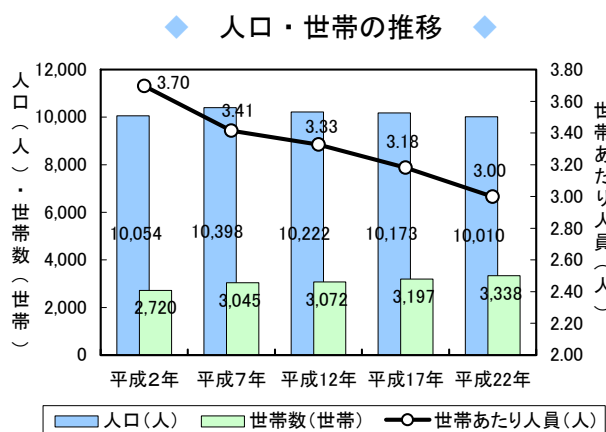
資料：航空写真（平成20年1月撮影）

② 人口・世帯

人口は、平成22年時点で10,010人となっており、平成7年をピークに穏やかに減少しています。

一方、世帯数は、年々増加しており、平成22年時点で3,338世帯となっています。

年齢階層別の人口構成比の推移をみると、「年少人口（0～14歳）」及び「生産年齢人口（15～64歳）」の割合は年々減少し、「老年人口（65歳以上）」の割合は増加しています。



③ 農業

平成22年の総農家数は454戸で、年々減少しています。

その内訳をみると、専業農家は横ばい傾向にあり、兼業農家で減少が進んでいます。

本町の主要な農業生産物は、畜産、野菜、果実であり、農業生産額は、ほぼ横ばいの傾向にあります。

■ 農家数の推移

区 分		平成2年 (戸)	平成7年 (戸)	平成12年 (戸)	平成17年 (戸)	平成22年 (戸) (%)	
専 業 農 家		71	61	59	61	73	23.8
	第 一 種	86	73	53	54	36	11.7
	第 二 種	282	266	258	211	198	64.5
販 売 農 家 数		439	400	370	326	307	100.0
自 給 的 農 家 数		101	120	131	128	147	—
総 農 家 数		540	520	501	454	454	—

出典：農林業センサス

■ 農業生産額の推移

区 分	平成13年 (千万円)	平成14年 (千万円)	平成15年 (千万円)	平成16年 (千万円)	平成17年 (千万円)	平成18年 (千万円)	平成19年 (千万円)
米	3	3	3	3	3	3	3
雑穀・豆類	2	2	2	2	2	2	2
いも類	5	5	7	5	5	6	5
野 菜	32	45	42	41	40	40	40
果 実	14	16	14	21	18	29	18
花 き	3	3	2	2	2	2	2
その他	2	3	2	3	3	1	3
畜産計	64	64	58	54	51	48	51
加工農産物	0	0	0	0	0	—	X
総 額	125	140	131	130	123	131	123

【統計数値説明】

—：事実のないもの

0：1,000万円未満

X：秘密保護のため

非公開

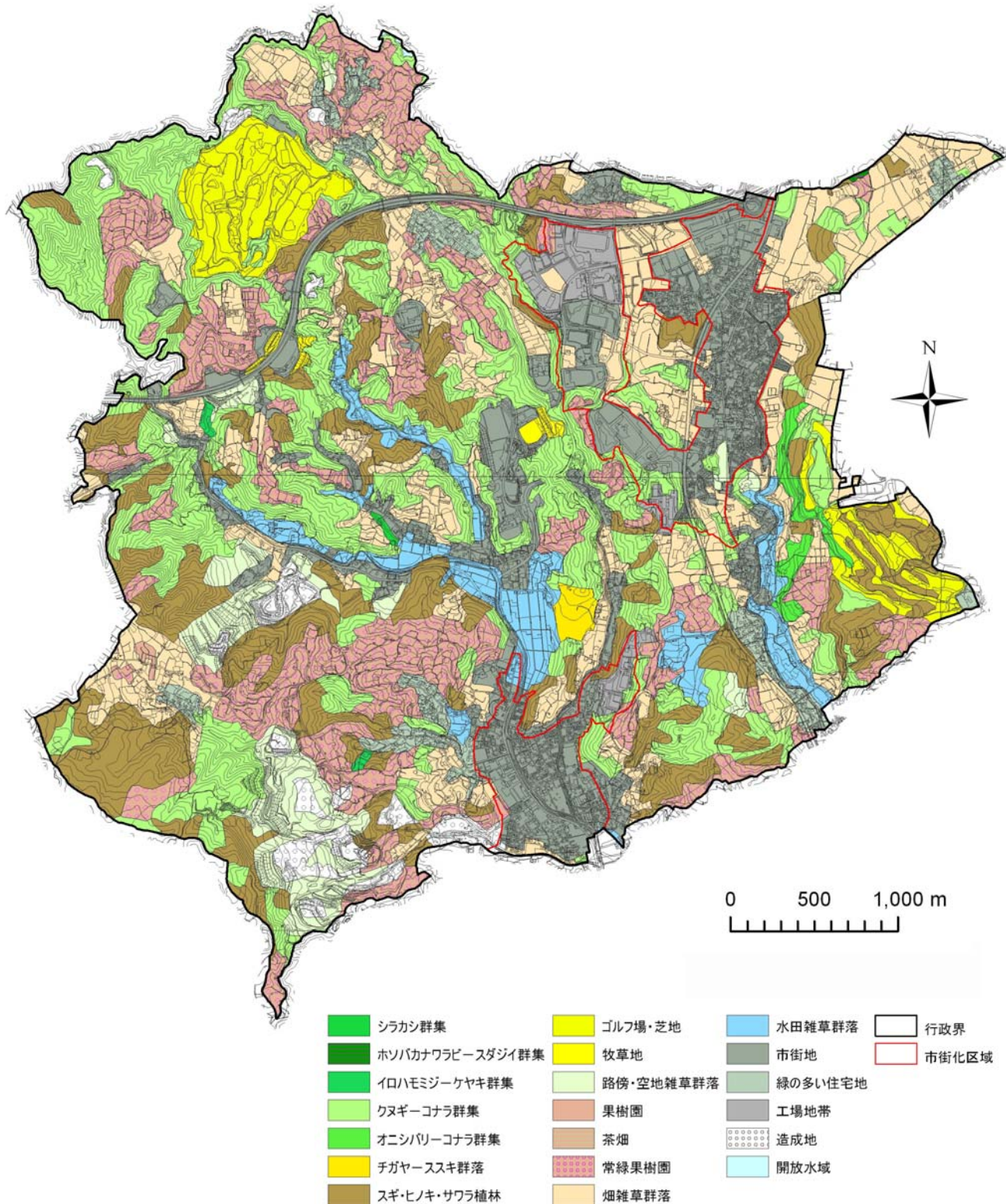
※ 四捨五入により個々の額の合計と、総額が合わない場合がある。

出典：神奈川県農林水産統計年報

④ 植生

本町は、二次林、植林が主体となっており、クヌギ・コナラ群落とスギ・ヒノキ・サワラ植林の樹林が多くを占めています。特にクヌギ・コナラ群落は、町のほぼ全域に広がっています。また、丘陵地には、畑地、果樹園なども多く見られます。

◆ 現存植生図 ◆



出典：自然環境保全基礎調査 第6・7回植生調査

(2) 緑被地の現況

平成20年1月撮影の航空写真をもとに、一回で300㎡以上のまとまりのある緑被地について調査を行った結果、町域に占める緑被地の割合は78.6%、市街化区域内においては29.5%となっています。

緑被地の内訳をみると、樹林地が最も多く、全体の47.7%を占めています。以下、農地29.9%、草地20.7%の順となっています。

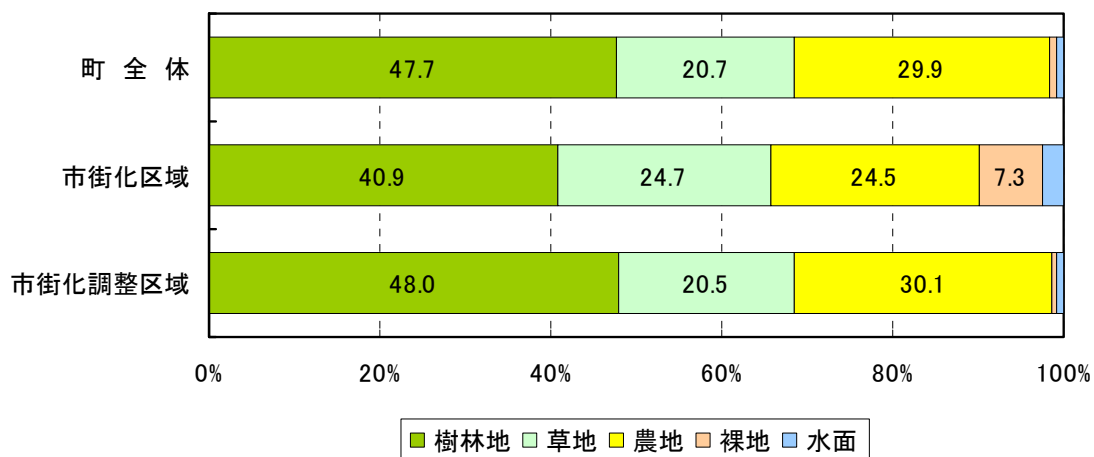
■ 緑被地等の現状

区 分	合 計		市街化区域		市街化調整区域	
	面 積 (ha)	割 合 (%)	面 積 (ha)	割 合 (%)	面 積 (ha)	割 合 (%)
樹林地	763.98	47.7	30.15	40.9	733.83	48.0
草 地	331.93	20.7	18.21	24.7	313.72	20.5
田	25.90	1.6	0.00	0.0	25.90	1.7
畑	232.88	14.5	13.91	18.9	218.97	14.3
果樹園・植木畑	219.59	13.7	4.14	5.6	215.45	14.1
農地 計	478.37	29.9	18.05	24.5	460.32	30.1
緑被地 合 計	1,574.28	98.3 (78.6)	66.41	90.2 (29.5)	1,507.87	98.7 (84.9)
裸 地	15.05	0.9	5.39	7.3	9.66	0.6
水 面	12.42	0.8	1.84	2.5	10.58	0.7
自然地 合 計	1,601.75	100.0 (80.0)	73.64	100.0 (32.7)	1,528.11	100.0 (86.0)

※ 航空写真（平成20年1月撮影）より判読。

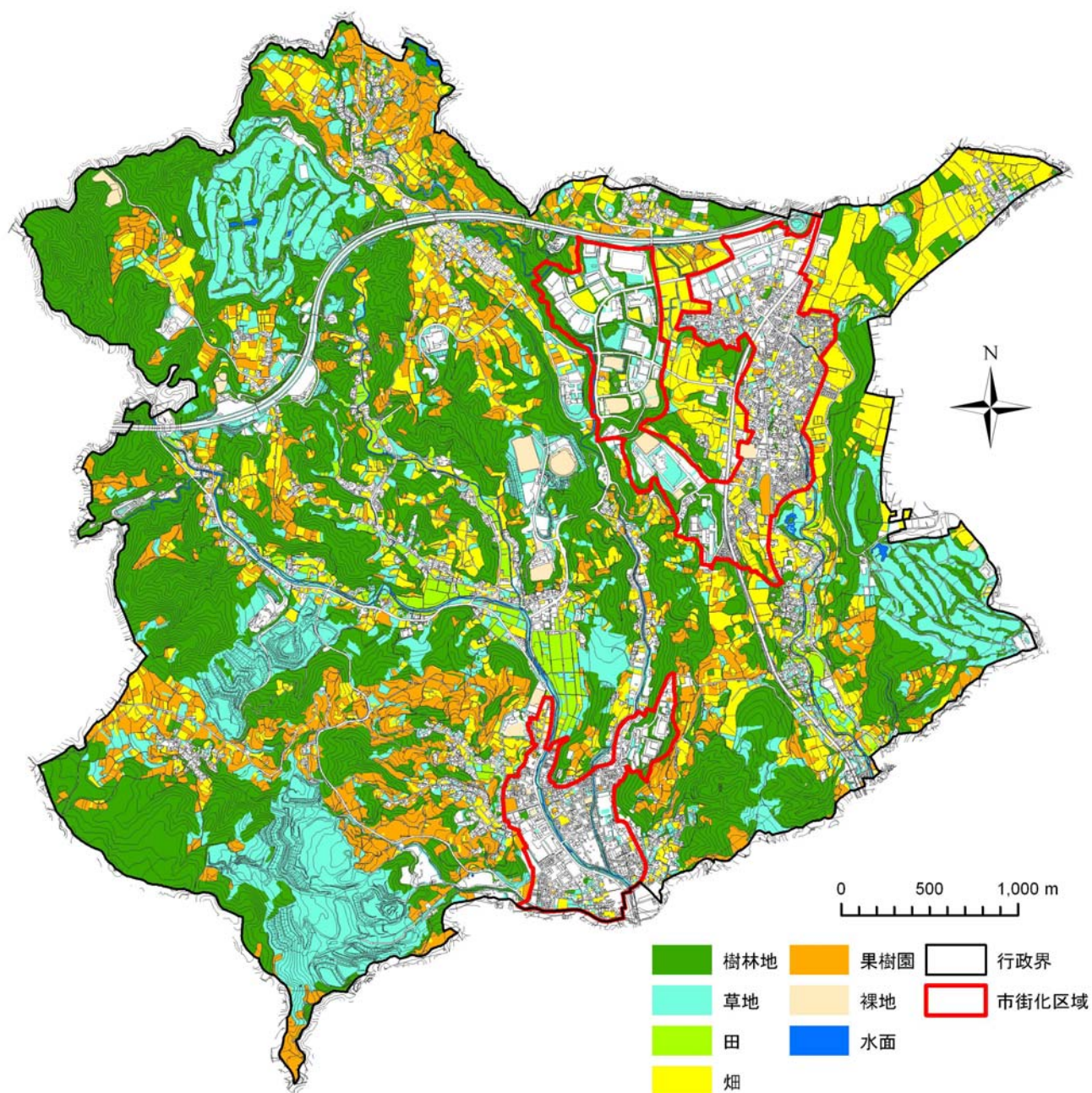
※ () 書きの割合は、町域（2,002ha）・区域区分（市街化区域約225ha、市街化調整区域約1,777ha）に占める割合。その他は、自然地に占める割合。

◆ 緑被地等の現状 ◆



※ 5%未満の値は非表示。

◆ 緑被地等の現況図 ◆



区 分			説 明
緑 被 地	樹 林 地		傾斜地林、雑木林、屋敷林などの中高木が主体の樹林地
	草 地		芝生や草、低木が主体の土地 (公園の芝生、宅地内の芝生、法面の草地、荒地、河川敷の草地など)
	農 地	田	米を生産している農地
		畑	野菜を生産している農地
		果樹園	果樹、植木を栽培している樹木で構成された農地
裸 地			グラウンドなど恒久的に裸地と想定される土に覆われている土地 (砂利で覆われた駐車場などは含まず)
水 面			河川、水路、湖沼などの水面に覆われている土地

(3) 公共公益施設の緑化状況

① 公園

公園の緑化率は、平均で41.3%と高くなっています。これは、巖島湿生公園など自然を活かした公園の緑化面積が大きく影響しています。その他、境グリーンテックパークや都市公園の中井中央公園などの規模が大きい公園で緑化率が高い傾向がみられます。

■ 都市公園等の緑化状況

施設名	敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑化率 (%)	備考
中井中央公園	169,000	61,019	36.1	都市公園
鴨沢児童遊園地	813	254	31.2	
五所ノ宮児童公園	1,550	245	15.8	
五所ノ宮幼児公園	419	126	30.1	
宮原児童公園	1,850	689	37.2	
田中児童公園	915	235	25.7	
藤沢児童遊園地	271	9	3.5	
井ノ口第一児童遊園地	735	125	17.0	
井ノ口第一青少年広場	500	31	6.2	
関の上小公園	147	48	32.7	
北田児童遊園地	541	402	74.3	
総合グラウンド	6,842	412	6.0	
テニスコート	3,380	28	0.8	
遠藤児童遊園地	396	88	22.2	
富士見台いこいの広場	1,800	1,203	66.8	
遠藤原いこいの広場	214	91	42.5	
半分形青少年広場	723	55	7.6	
岩倉農村公園	1,397	432	30.9	
中津いこいの広場第1	235	32	13.6	
中津いこいの広場第2	52	23	44.2	
井ノ口第二青少年広場	531	24	4.5	
境グリーンテックパーク	17,200	6,813	39.6	
蜷公園	4,607	3,745	81.3	
大的公園	6,518	3,811	58.5	
大久保公園	764	10	1.3	
岩井戸公園	1,000	108	10.8	
巖島湿生公園	25,900	22,486	86.8	
都市公園等 合計	248,300	102,544	41.3	

※ 緑化面積は、航空写真（平成20年1月撮影）から10㎡以上の緑被地を計測して算出。

資料：まち整備課（平成21年3月31日現在）

② 道路

県道77号（平塚松田）及び県道71号（秦野二宮）の一部、都市計画道路インター境線に街路樹が植栽されています。

■ 道路の緑化状況

施設名	延長 (m)	緑化面積 (㎡)	緑化率 (%)	備考
県道77号（平塚松田）	2,300	2,501	—	
県道71号（秦野二宮）	3,630	8,498	—	
インター境線	1,918	1,195	—	
道路 合計	7,848	12,194	—	

※ 緑化面積は、航空写真（平成20年1月撮影）から10㎡以上の緑被地を計測して算出。

③ その他の公共公益施設の緑化状況

町営住宅や中村小学校、県立やまゆり園などで緑化率が20%を超えています。また、町役場や境コミュニティセンターなど不特定多数の町民が利用する施設は、緑化率が10%前後となっています。

■ 公共公益施設の緑化状況（その他の公共公益施設）

施設種別	施設名	敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑化率 (%)	備考
官公庁	役場	8,493	1,145	13.5	
	郷土資料館	340	36	10.6	
	小計	8,833	1,181	13.4	
消防署	中井分署	1,311	546	41.6	
	小計	1,311	546	41.6	
町営住宅	町営住宅	651	173	26.6	
	小計	651	173	26.6	
学校施設	中井中学校	18,425	3,325	18.0	
	中村小学校	18,474	3,806	20.6	
	井ノ口小学校	15,506	947	6.1	
	井ノ口幼稚園	1,845	89	4.8	
	小計	54,250	8,167	15.1	
福祉施設	井ノ口保育園	2,266	29	1.3	
	中村保育園	1,666	14	0.8	
	保健福祉センター	2,546	242	9.5	
	ほたるの家	649	45	6.9	
	県立やまゆり園	32,700	7,384	22.6	
	小計	39,827	7,714	19.4	
コミュニティ施設	農村環境改善センター	1,312	92	7.0	
	井ノ口公民館	3,039	595	19.6	
	境コミュニティセンター	3,093	364	11.8	
	中村下児童館	445	6	1.3	
	井ノ口上児童館	522	104	19.9	
	井ノ口下児童館	683	91	13.3	
	小計	9,094	1,252	13.8	
その他の公共公益施設 合計		113,966	19,033	16.7	

※ 緑化面積は、航空写真（平成20年1月撮影）から10㎡以上の緑被地を計測して算出。

資料：まち整備課（平成21年3月31日現在）

(4) 施設緑地の現況

① 都市公園

本町の都市公園としては、運動公園である中井中央公園があります。また、住民一人当たりの都市公園面積は16.9㎡となっており、都市公園法施行令に示されている「都市公園の住民一人当たり面積の標準10㎡以上（市街地内は5㎡）」を上回っている状況にあります。

■ 都市公園一覧

番号	種別	名称	面積 (ha)	住民一人当たりの都市公園面積 (㎡/人)	備考
運-1	運動公園	中井中央公園	16.90	16.9	平成10年度開設 市街化調整区域内

※ 住民一人当たり都市公園面積は平成22年国勢調査（速報値）人口10,010人で算出。

資料：まち整備課（平成22年10月1日現在）

② 公共施設緑地

公共施設緑地は、広場や児童遊園など、都市公園以外の公共的なオープンスペースのことです。

本町には、広場・運動場が9箇所(1.42ha)、町条例等による公園・緑地が17箇所(6.50ha)、教育施設などその他の公共施設緑地が14箇所(8.23ha)あります。

■ 公共施設緑地一覧

番 号	名 称	面積 (ha)	番 号	名 称	面積 (ha)
広-1	井ノ口第一青少年広場	0.05	他公-13	蛭公園	0.46
広-2	総合グラウンド	0.68	他公-14	大の公園	0.65
広-3	テニスコート	0.34	他公-15	大久保公園	0.08
広-4	富士見台いこいの広場	0.18	他公-16	岩井戸公園	0.10
広-5	遠藤原いこいの広場	0.02	他公-17	厳島湿生公園	2.59
広-6	半分形青少年広場	0.07	町条例等による公園・緑地 小 計		6.50
広-7	中津いこいの広場第1	0.02	公共-1	中村小学校	1.85
広-8	中津いこいの広場第2	0.01	公共-2	井ノ口小学校	1.55
広-9	井ノ口第二青少年広場	0.05	公共-3	中井中学校	1.84
広場・運動場 小 計		1.42	公共-4	境コミュニティセンター	0.31
他公-1	鴨沢児童遊園地	0.08	公共-5	市民農園井ノ口	0.26
他公-2	五所ノ宮児童公園	0.16	公共-6	市民農園富士見台	0.54
他公-3	五所ノ宮幼児公園	0.04	公共-7	市民農園境	0.25
他公-4	宮原児童公園	0.19	公共-8	市民農園中井農園(県1)	0.33
他公-5	田中児童公園	0.09	公共-9	市民農園中井農園(県2)	0.08
他公-6	藤沢児童遊園地	0.03	公共-10	市民農園中井農園(県3)	0.24
他公-7	井ノ口第一児童遊園地	0.07	公共-11	市民農園中井農園(県4)	0.14
他公-8	関の上小公園	0.01	公共-12	市民農園中井農園(県5)	0.30
他公-9	北田児童遊園地	0.05	公共-13	市民農園中井農園(県6)	0.35
他公-10	遠藤児童遊園地	0.04	公共-14	市民農園中井農園(県7)	0.19
他公-11	岩倉農村公園	0.14	その他の公共施設緑地 小 計		8.23
他公-12	境グリーンテックパーク	1.72	公共施設緑地 合 計		16.15

資料：まち整備課（平成21年3月31日現在）

③ 民間施設緑地

民間施設緑地は、ゴルフ場や民間のグラウンドなどの公開空地、社寺境内地など社会通念上、緑地として安定していると考えられている民間施設のことです。

本町には、東部及び北西部に2箇所のゴルフ場が立地しており、面積の大部分を占めています。

また、町内に26箇所ある社寺境内地は、地域の貴重なオープンスペースとなっています。

■ 民間施設緑地一覧

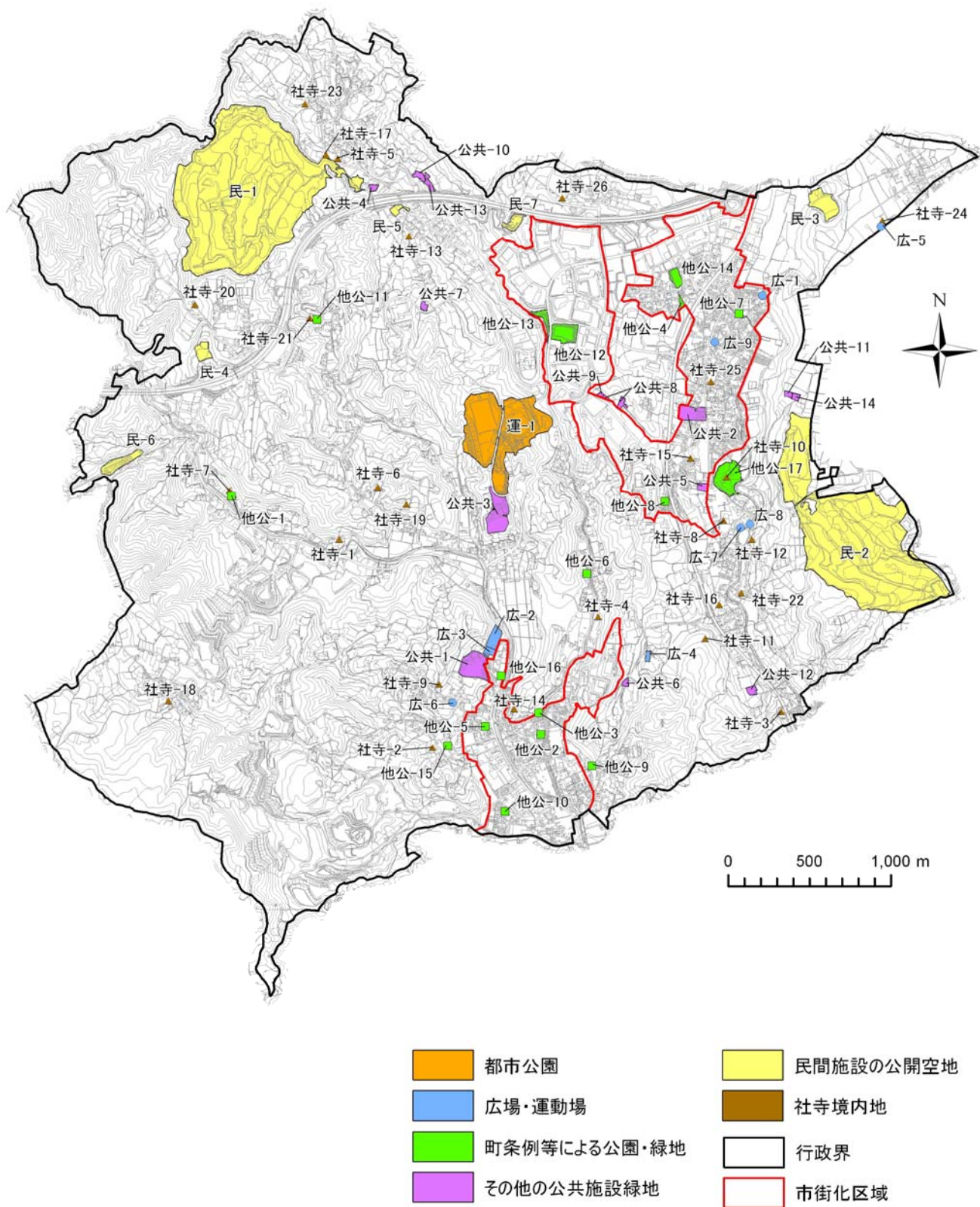
番 号	名 称	面積 (ha)	番 号	名 称	面積 (ha)
民-1	レインボーカントリーゴルフクラブ	81.10	社寺-11	飯綱社	0.08
民-2	平塚富士見カントリークラブ	64.20	社寺-12	稲荷社	0.03
民-3	カズゴルフ練習場	2.09	社寺-13	稲荷社	0.04
民-4	松本リトルリーググラウンド	0.84	社寺-14	五所八幡宮	0.38
民-5	BEATテニスクラブ	0.37	社寺-15	神明社	0.00
民-6	大井松田カートランド	1.45	社寺-16	神明社	0.02
民-7	中井インターサーキット	0.76	社寺-17	須賀神社	0.11
民間施設の公開空地 小 計		150.81	社寺-18	菅原神社	0.05
社寺-1	玄張寺	0.05	社寺-19	諏訪社	0.10
社寺-2	廣翁院	0.62	社寺-20	天神社	0.08
社寺-3	珠泉院	0.30	社寺-21	白山神社	0.06
社寺-4	清岩寺	0.39	社寺-22	八幡社	0.07
社寺-5	宗玄寺	0.20	社寺-23	八幡神社	0.15
社寺-6	泰翁寺	0.24	社寺-24	日枝社	0.06
社寺-7	大泉寺	0.13	社寺-25	蓑笠神社	0.22
社寺-8	米倉寺	0.41	社寺-26	八坂社	0.02
社寺-9	浅間神社	0.01	社寺境内地 小 計		3.85
社寺-10	厳島社	0.03	民間施設緑地 合 計		154.66

※ 民間施設緑地の面積が100㎡未満のものは、面積を0.00haと表示。

※ 面積は航空写真（平成20年1月撮影）から計測して算出。

資料：まち整備課（平成21年3月31日現在）

◆ 施設緑地現況図 ◆



(5) 地域制緑地の現況

① 自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な地域として、7地域（52.3ha）が神奈川県自然環境保全条例に基づく「自然環境保全地域」に指定されています。

■ 自然環境保全地域の指定状況

地 区 名	指定年月日	面積（ha）	地域の特徴
比 奈 窪	昭和49年7月1日	1.5	斜面緑地の雑木林
松 本 下	昭和49年7月1日	3.8	50%が樹齢30～60年のスギの植林地、残りは雑木林
松 本 上	昭和49年7月1日	13.2	クヌギ、コナラ等の二次林
鴨 沢	昭和49年7月1日	27.3	クヌギ、コナラ等の二次林
五所八幡宮	昭和49年7月1日	2.0	スギ、ヒノキの植林地のほか、樹齢150年におよぶケヤキ、クスノキがある
久所・木舟	昭和49年7月1日	2.2	クヌギ、コナラの二次林
巖島神社	昭和49年7月1日	2.3	社寺林、スギを中心とした樹木と周辺の湿地
合 計	—	52.3	—

資料：神奈川県環境農政部緑政課（平成21年3月31日現在）

② 農業振興地域・農用地区域

本町では、農業振興を図るため、昭和46年1月に「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域を市街化調整区域に1,575ha指定し、うち318haを農用地区域として指定しました。

農用地区域は、農地以外への転用が厳しく制限されているものの、後継者不足などにより減少しています。

■ 農業振興地域及び農用地区域の指定状況

農業振興地域		農用地区域	
面積（ha）	地域指定年月日	面積（ha）	地区指定年月日
1,575	当初 昭和46年1月5日	318.00	当初 昭和49年3月30日
1,562	最終 平成17年3月18日	308.24	最終 平成17年3月18日

資料：環境経済課

③ 保安林

「森林法」に基づく保安林は、森林の持つ水源かん養や環境保全などの公益的機能を発揮させるため、特に重要な森林に指定されるもので、本町では、25.03haの森林が指定されています。また、保安林の大部分は自然環境保全地域に含まれています。

■ 保安林の指定状況

区 分	面 積 (ha)
保 安 林	25.03

出典：神奈川地域森林計画（平成20年4月1日現在）

④ 地域森林計画対象民有林

「森林法」に基づく地域森林計画対象民有林は、森林の整備及び保全の目標などを明らかにする「地域森林計画」の対象となる民有林のことで、本町では、644.45haの森林が指定されています。

■ 地域森林計画対象民有林の指定状況

区 分	面 積 (ha)
地域森林計画対象民有林	644.45

出典：神奈川地域森林計画（平成20年4月1日現在）

⑤ 河川区域

「河川法」に基づく河川区域は、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域のことで、本町では、中村川及び藤沢川が2級河川に指定されています。

■ 河川区域の指定状況

河 川 名	総延長 (km)	流域面積 (km ²)	備 考
中 村 川	4.71	28.01	2級河川
藤 沢 川	2.44	5.99	2級河川

出典：松田土木事務所（平成21年3月31日現在）

⑥ 開発指導要綱に基づく保存緑地

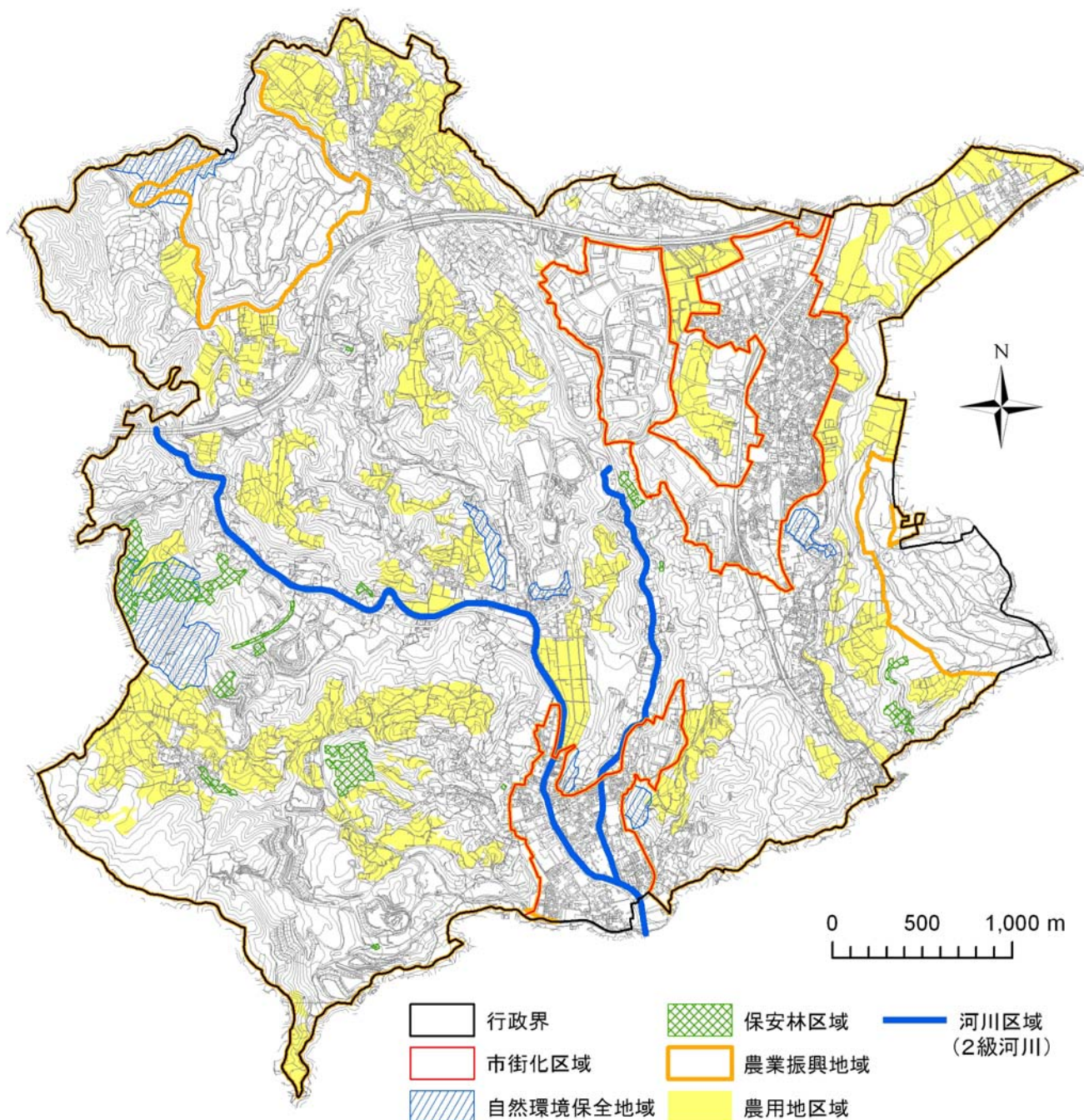
本町では、一定規模以上の開発行為について、開発指導要綱に基づき保存緑地の確保を指導しており、これまで22.08haの緑地が確保されています。

■ 保存緑地の指定状況

区 分	面 積 (ha)	備 考
保存緑地	22.08	7地区

資料：まち整備課（平成21年3月31日現在）

◆ 地域制緑地現況図 ◆



2. 緑の課題の整理

緑の施策や配置計画を示すにあたり、より良い緑の環境の創出に向けて取り組むべき内容を、「緑の課題」として機能別及び分類別に整理します。

(1) 緑の機能別の課題

緑が有する4つの大きな機能である「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観構成機能」の課題を整理します。

① 環境保全機能の課題

● 気象の調節や地球温暖化の抑制

緑は、風や気温、日照などの地表付近の気象を調節する機能、地球温暖化を抑制する機能を有しています。

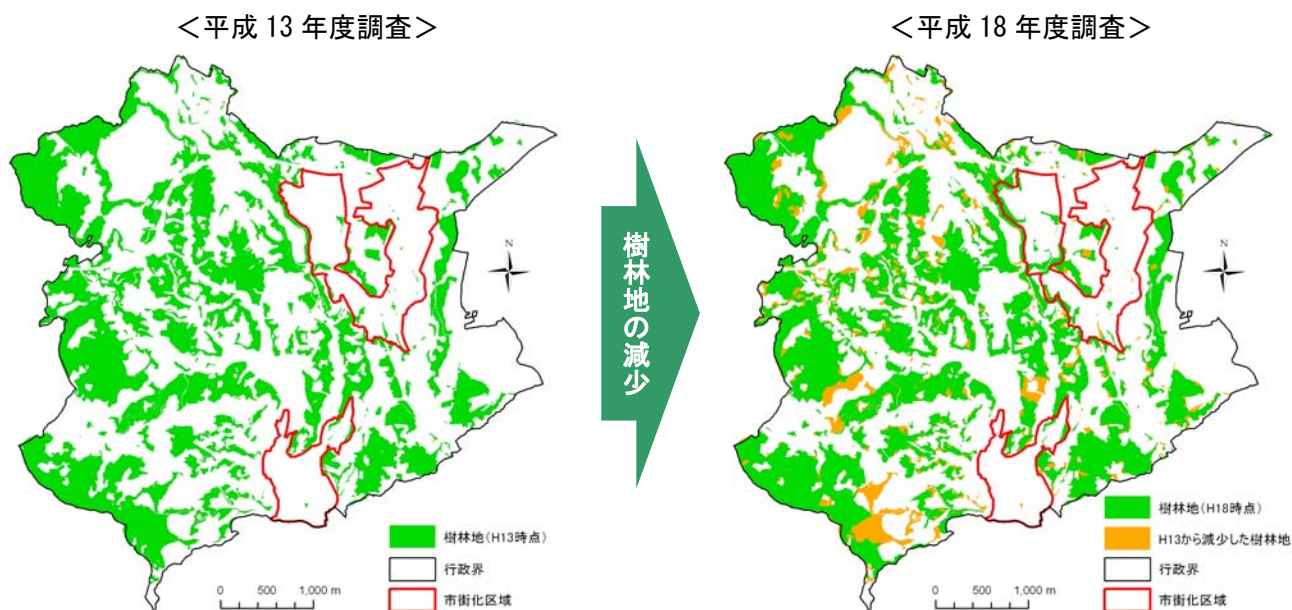
本町は、町域の78.6%が緑に覆われており、地表付近の気象の調節や地球温暖化の抑制に向けて、この恵まれた緑を保全していくとともに、開発に際しても新たな緑を創出していく必要があります。

● 緑による環境循環機能の維持

緑は、二酸化炭素の吸収と酸素の供給、大気浄化（大気循環）、雨水の循環と浄化（水循環）、生物による食物連鎖（物質循環）など、環境循環機能を有しています。しかし、本町の緑は減少傾向にあり、将来的には環境循環機能の低下が懸念されます。

これらの環境循環機能が持続的に機能していくように、緑を保全していく必要があります。

◆ 樹林地の変遷 ◆



出典：都市計画基礎調査（土地利用現況図）

● 水源かん養林の保全

本町の豊富な地下水は飲料水として利用されていますが、地下水をかん養する樹林地は、面積の減少や手入れ不足による荒廃が進行しており、将来的な水源かん養機能の低下が懸念されることから、平成21年度より水源かん養林保全事業に取り組んでいます。

将来にわたり飲料水を安定的に確保していくため、水源かん養機能が高い樹林地を引き続き保全していく必要があります。

● 多様な動植物が生息する良好な自然環境の保全

本町は、クヌギやコナラなどの二次林を主体とした緑が丘陵地と台地を中心に分布しています。これらの二次林では、木の実や落ち葉が多く、多種多様な動植物が生息しており、「神奈川県レッドデータブック 2006」によると、ノスリやフクロウのような猛禽類の生息も確認されています。

二次林は、下草刈りや枝打ち、間伐など、人間との関わりにより良好な環境を守ることができます。しかし、管理が行き届かない二次林が増えるなか、生物の生息空間としての環境悪化が懸念されることから、樹林地の手入れを適切に行うことで、多種多様な生物が生息し続けられる良好な自然環境を保全していく必要があります。



◆ ゲンジボタル ◆

また、河川や湖沼には、多くの魚類や水生生物が生息しており、清流に生息するホタルもみられます。このことから、河川や湖沼の整備にあたっては、水辺の生態系に配慮した整備を行う必要があります。

● ビオトープネットワークの形成

多様な生態系を維持していくためには、生物が生息する環境（ビオトープ）を相互に結び、空間的に広げていくことが重要です。

町西部の丘陵地や、中央及び東部の台地には、ビオトープの拠点となる良好な緑が広がっていることから、これらをネットワークさせることで、生物の生息空間が確保された環境を構築する必要があります。

◆ ビオトープネットワークのイメージ ◆



② レクリエーション機能の課題

● 交流の活性化に向けたレクリエーション機能の強化

本町には、パークゴルフ場や野球場、多目的広場などがある中井中央公園が整備され、また、民間施設としては、ゴルフ場などが立地し、町内だけでなく町外からも多くの来訪者が訪れます。

これらのレクリエーション機能の充実や施設間の連携強化などを図り、来訪者の拡大とまちの活性化に繋がる取り組みを展開する必要があります。



◆ 中井中央公園内の野球場 ◆

● 地域資源を活かした新たなレクリエーション機能の確保

本町は、都心からのアクセス性が高いにもかかわらず緑豊かな自然が多く残されており、健康づくりコースや震生湖、巖島湿生公園など、自然を活かしたレクリエーション施設があります。また、里山や河川などの自然的資源だけでなく、社寺・史跡などの歴史的資源も多く残されていることから、自然と歴史が融合した新たなレクリエーション空間の創出を検討する必要があります。

③ 防災機能の課題

● 自然災害の発生抑制

斜面の樹林地は、地盤安定効果により斜面の崩壊を防ぐほか、大雨や台風の際には市街地の浸水や降雨災害を抑制する機能もあります。また、社寺林には季節風を和らげる機能があり、農地には雨水を保水することで河川の負担を軽減させ、水害の発生を抑制する機能があります。このことから、法規制などの適用により、災害の防止や抑止に寄与する緑地を適切に保全する必要があります。

● 開発による雨水流出量の増加への対応

樹林地や農地などの自然地は、雨水を保水し、また、地下浸透させることで、河川への雨水の流出量を抑える機能を持っています。しかし、これらの土地が開発され、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われてしまうと、雨水の流出調節機能が低下し、洪水の危険性が高まります。

開発にあたっては、河川への雨水流出量を増加させないため、調整池の設置などを講じる必要があります。特に、樹林地を切り開いて開発する区域は、雨水を適切に排水できるようにしていく必要があります。

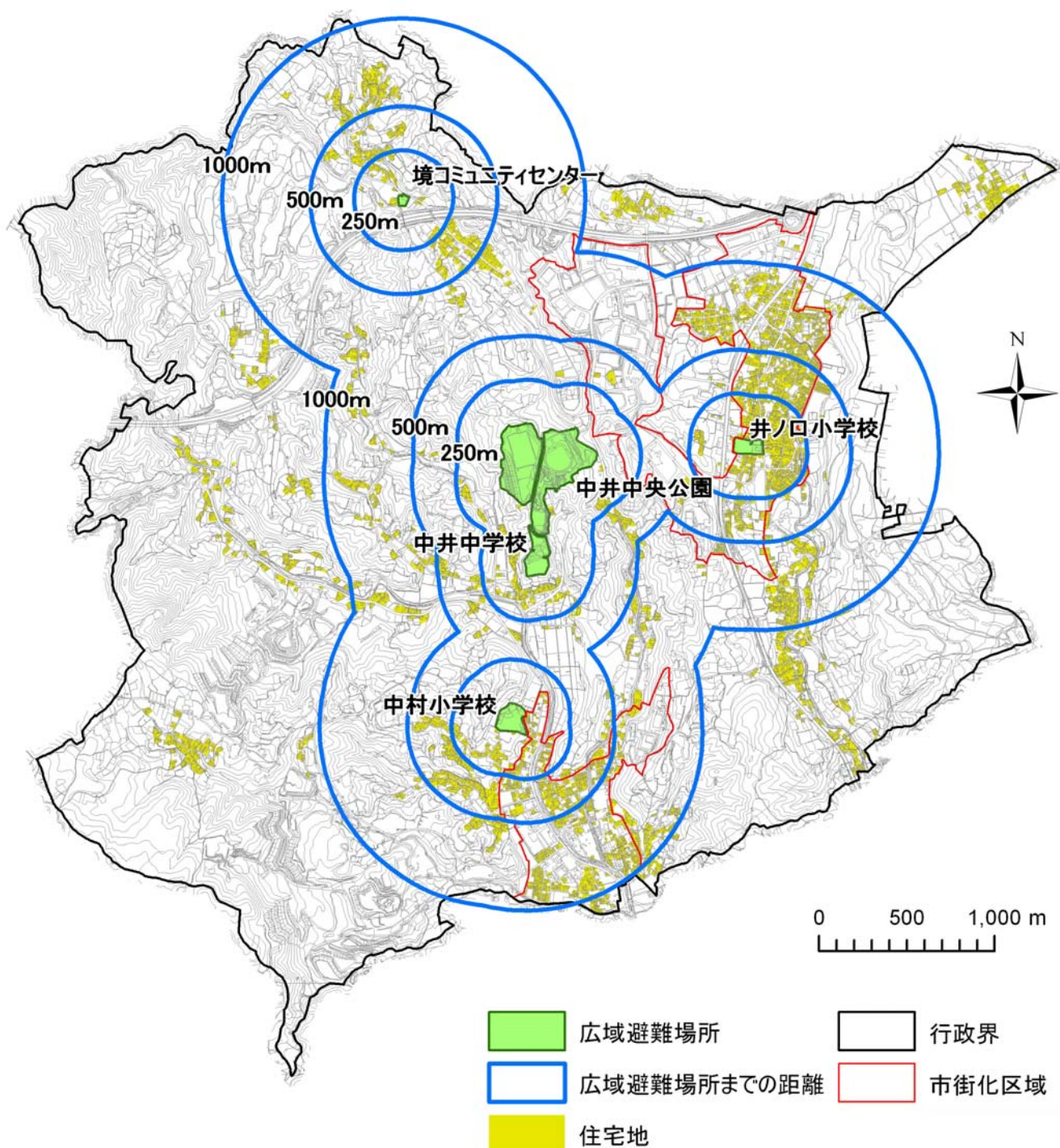
● 公園の防災機能の強化及びオープンスペースの確保

公園などのオープンスペースは、災害時の避難・救護活動の場所としての役割も担っており、本町では、中村小学校、井ノ口小学校、中井中学校、中井中央公園（都市公園）、境コミュニティセンターの計5箇所を広域避難場所に指定しています。

オープンスペースは、町民が安心・安全な生活を営む上で不可欠な空間であることから、引き続き防災機能の強化を図る必要があります。

また、広域避難場所から離れている集落については、災害時の安全性を高めるため、一時的な避難場所となるようなオープンスペースを確保していく必要があります。

◆ 避難所までの距離 ◆



④ 景観構成機能の課題

● 景観を形成する緑の保全

起伏が多く緑豊かな本町は、農地や樹林地、水辺といった自然的な要素が、町の景観の特徴となっています。これらの自然的景観を構成する農地や樹林地、水辺などは、保全と維持管理の取り組みにより、将来にわたり良好な環境を引き継いでいく必要があります。

● 四季を感じさせる里山景観の保全

本町の里山に広がる樹林地は、落葉広葉樹を主に、様々な樹種により構成された二次林となっています。

このような里山の緑は、日々の生活に潤いや安らぎ、季節感を感じさせてくれることから、市街地や集落地の周囲に広がる丘陵地の緑を中心に、保全していく必要があります。



◆ 里山の緑と農地 ◆

● 特色ある景観資源の保全・活用

五所八幡宮周辺や厳島神社周辺などに代表される歴史的・文化的な景観資源や、震生湖などの自然的な景観資源は、本町の特色ある景観を形成しています。

これらは、本町の魅力を高める景観資源であり、周辺の緑も含め保全・活用していく必要があります。

● 緑豊かな住宅市街地景観の形成

井ノ口及び中村の市街地は、主に住宅により街並みが構成されていることから、潤いと安らぎを感じることができる市街地景観の形成に向けて、まちかどに緑や花を増やしていく必要があります。

● 里地里山景観の保全

集落地は、庭木や生垣、社寺林などの緑と、周辺の里山や農地と調和して、趣のある里地里山景観を形成しており、保全していく必要があります。

● 大規模施設の緑化

既存の工業団地である「グリーンテクなかい」は、敷地内の緑化により、後背地の緑と調和した、緑豊かな工業系市街地景観を形成しています。この良好な景観が守られるように、適切な維持管理を指導していく必要があります。

また、新たな市街地の整備にあたっては、敷地内の緑化を促進し、周辺の緑と調和した市街地景観を創出していく必要があります。



◆ グリーンテクなかい ◆

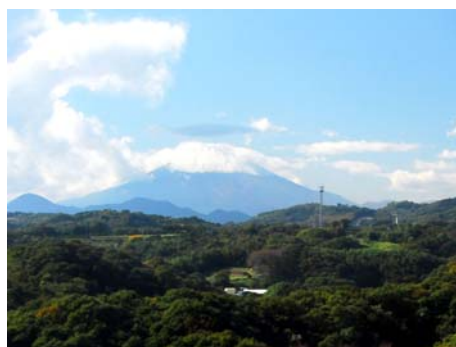
(2) 緑の分類別の課題

町内には、樹林地や農地、水辺、公園、市街地内の緑など、様々な緑が存在しています。これらの緑の課題を分類別に整理します。

① 樹林地に関する課題

● 自然度が高い樹林地における法規制の強化

中村・境地域と井ノ口地域の間を南北に連なる帯状の樹林地や、町西部の丘陵地に広がる樹林地は、大気循環や地表付近の気象の調節、多様な生物の生息空間、地域の特色ある自然的な景観の提供、斜面地の崩壊防止、水源かん養など、様々な機能を有する自然度の高い樹林地です。本町では、これらの樹林地の一部に保安林や自然環境保全地域を指定し、樹林地の保全に努めていますが、樹林地の多くは法規制区域の指定がないこともあり、年々減少している状況にあります。



◆ 丘陵地の樹林地 ◆

このことから、自然度が高い樹林地の保全に向けて、新たな土地利用規制の導入を検討していく必要があります。

● 二次林の保全・再生に向けた適切な維持管理

二次林は、たい肥となる落ち葉や薪・炭となる枝・木を集める場所として、また、キノコや山菜などを採取する場所として、生活に密着した場所となっていました。しかし、時代の変化とともにこれらの役割が失われ、人の手が入らなくなり、荒廃した樹林地が多くなっています。

荒廃した二次林では、大気循環や地表付近の気象の調節、斜面地の崩壊防止など樹林地が持つ本来の機能を十分に発揮できないことから、二次林としての機能が保たれるよう、町民の協力を得ながら、適切に維持管理していく必要があります。

② 社寺林に関する課題

● 社寺林の保全

本町には、「かながわの美林 50 選」にも選定されている五所八幡宮の鎮守の森をはじめ、数多くの社寺林があり、信仰の場所としてだけでなく、祭事や子ども達の遊び場などとして、地域に根付いた場所となっています。

これらの社寺林は、安定的に保全されている緑と考えられますが、より保全の担保性を高めるための取り組みを進めていく必要があります。



◆ 五所八幡宮周辺 ◆

③ 農地に関する課題

● 農地の保全

農地は、農作物の生産の場としてだけでなく、里地里山景観の形成や生物の生息空間、地下水のかん養など様々な機能を有している重要な緑です。

平成20年1月に撮影した航空写真による緑被地の調査では、緑被地の29.9%が農地となっていますが、農業従事者の高齢化や担い手不足により、農地の減少が懸念されています。

一方、食の安全性への意識の高まりや余暇活動の場として農地への関心が高まっており、市民農園を利用して余暇活動を楽しむ町民も多くなっています。

これらを踏まえ、農地の保全に向けた取り組みを進めていく必要があります。

④ 水辺に関する課題

● 河川整備

二級河川である中村川及び藤沢川は、河川の氾濫を防ぐために、河川整備を行っていく必要があります。

整備にあたっては、貴重な自然空間として生態系に配慮した手法を検討するとともに、親水空間としての整備も検討していく必要があります。



◆ 中村川 ◆

● 湖沼の活用

震生湖周辺は、恵まれた自然を活かした余暇活動を楽しむことができます。また、厳島湿生公園は、神奈川県内でも稀な湧水による湿生地となっており、様々な水生動植物を観賞することができます。

これらは、貴重な水辺空間として保全・活用していく必要があります。

⑤ 公園・緑地の配置・整備に関する課題

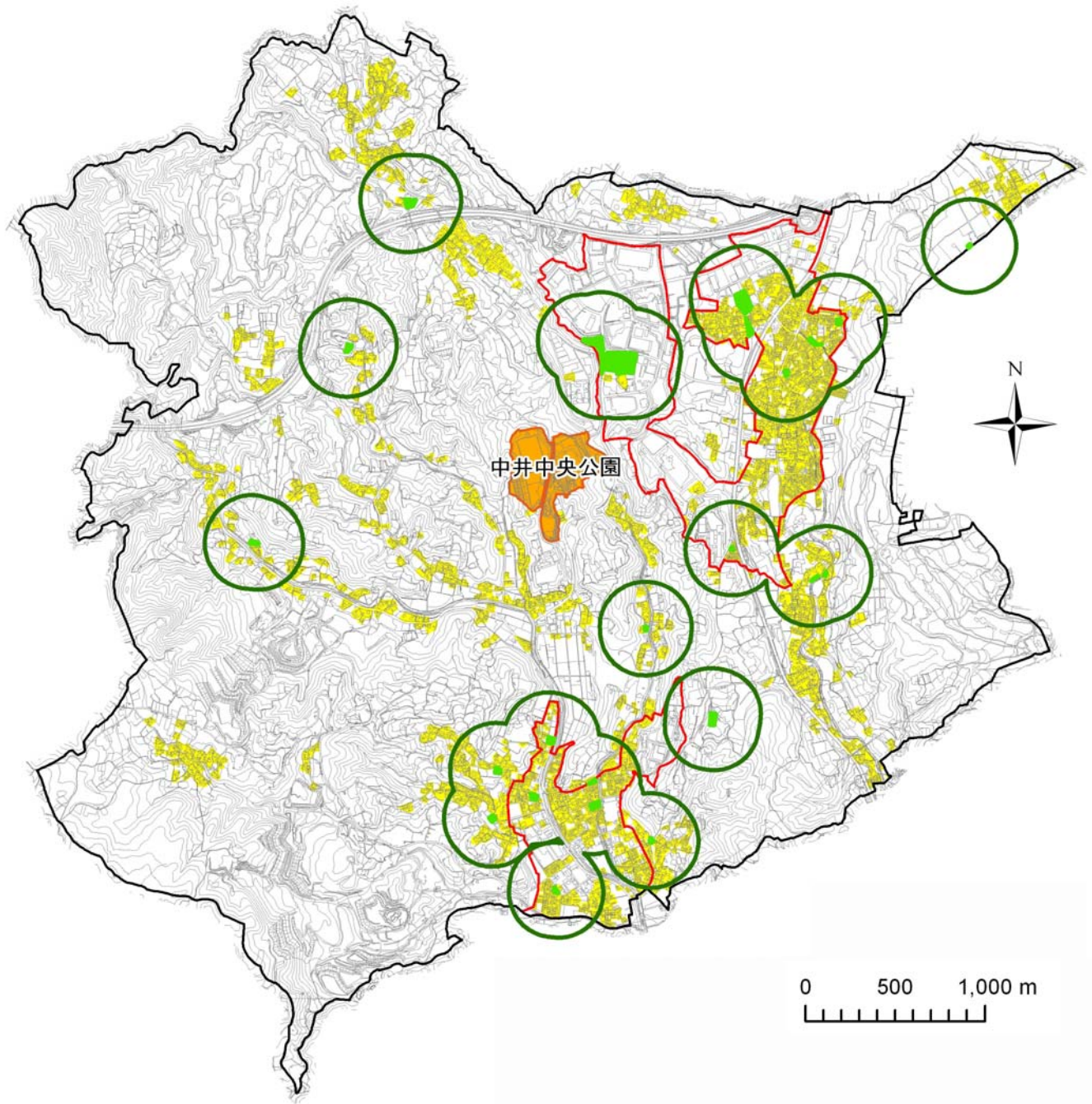
● 質の向上を目指した公園整備

公園は、レクリエーション機能、防災拠点としての機能、環境保全機能、やすらぎ空間やコミュニティ形成の場としての機能など様々な機能を有しています。

本町の都市公園としては、中井中央公園が整備されており、都市公園の住民一人当たり面積は、都市公園法施行令に示されている「都市公園の住民一人当たり面積の標準 10㎡以上」を上回っています。

一方、都市公園以外の公園の配置状況をみると、井ノ口の市街地や集落地の一部において公園から離れている地区が見られることから、今後の公園整備にあたっては、既存施設の機能充実や長寿命化など質の向上を目指すとともに、歩いて来園することを考慮した公園の配置にしていける必要があります。

◆ 公園などの配置状況 ◆



- 行政界
- 市街化区域
- 中井中央公園(都市公園)
- その他の公園
- 日常的に利用される小規模な公園の誘致圏域(半径250m)
- 住宅地

● 地域資源を活かした特色ある公園の整備

地域に愛される公園としていくためには、利用者の意向を取り入れた特色ある公園づくりが重要です。

本町には、歴史的・文化的な資源である社寺や震生湖、緑豊かな丘陵地など、様々な地域資源があり、これらを活かし、特色ある公園づくりに取り組む必要があります。



◆ 厳島湿生公園 ◆

● 緑のネットワークによる一体的な活用

多くの人が利用する公園としては、中井中央公園や厳島湿生公園、境グリーンテックパークがあります。また、震生湖や五所八幡宮周辺などの自然的・歴史的な名所も町内には数多くあります。

これらの資源をより効果的に活用していくためには、河川空間や道路空間の緑化、散策路の充実により、公園や地域資源を結ぶ緑のネットワークを形成していく必要があります。

⑥ 市街地の緑化に関する課題

● 公共施設の緑化

町役場をはじめとする公共施設は、地域の拠点となる施設も多く、緑化を推進する必要があります。

また、道路や河川などの公共空間においても、潤いある景観の形成に向けて、緑化を推進していく必要があります。



◆ 沿道の緑化 ◆

● 大規模な施設における緑化

工場などの大規模な施設は、騒音や良好な景観の阻害など周辺環境に与える影響が大きいことから、敷地内緑化などを促進し、周辺環境と調和を図る必要があります。

● 住宅地の緑化

緑豊かな住宅地の街並みを形成していくため、町民の緑化活動を支援していく必要があります。

⑦ その他の緑の課題

● 利用者ニーズを踏まえた公園の整備・機能充実

公園は、子どもから大人まで様々な人が利用することから、利用者ニーズに対応しつつ、誰もが利用しやすい施設として整備を進めるとともに、既存施設の機能充実を図る必要があります。

● 町民や事業者と行政の協働による緑の維持管理

近年、町民や事業者の地域貢献への意識が高まっていることから、町民や事業者と行政が協働により緑を維持管理していく仕組みを構築する必要があります。



◆ 花いっぱい運動 ◆

● 環境教育・学習の場としての緑の活用

樹林地や水辺などは、自然と触れ合い、生態系や地球環境問題について町民の意識を高め、学ぶことができる貴重な空間であることから、環境教育・自然学習の場として活用していく必要があります。

● 緑に関わる情報発信

町民の緑に対する意識を高めるため、広報やホームページなどを活用し情報提供を進めていく必要があります。

● 砂利採取場跡地の緑の回復

広大な面積を有する砂利採取場は、跡地利用の検討を通じて、良好な緑の回復を図る必要があります。



◆ 砂利採取場 ◆

3. 前計画の検証

前計画において設定した緑地の確保目標や、緑地保全及び緑化推進のための施策を検証します。

(1) 緑地の確保目標水準の検証

平成21年時点の緑地は、平成27年時点の確保目標量には達していないものの、中井中央公園や境グリーンテックパーク、大的公園が整備されたことにより、面積は増加しています。

住民一人当たり公園面積は、都市公園法施行令に示されている「都市公園の住民一人当たり面積の標準 10㎡以上」を上回る 16.9㎡を確保しています。なお、都市公園以外の公園も含めた都市公園等は 33.0㎡を確保しています。

本町は、既に住民一人当たりの公園面積が充足している状況にあることから、今後は「量（面積）の確保」の視点に加え、公園・緑地の機能を充実させる「質の確保」の視点で確保目標水準を考えることが重要です。

■ 前計画における緑地の確保目標

区分	年次	前計画の緑地の確保目標量 平成27年（20年後）	緑地の確保量 平成21年（現況値）
市街化区域面積に対する割合		おおむね 62ha 18% (想定市街化区域面積 346ha)	25.93ha 11.5% (市街化区域面積 225ha)
都市計画区域面積に対する割合		おおむね 1,192ha 60% (都市計画区域面積 2,001ha)	1,177.23ha 58.8% (都市計画区域面積 2,002ha)

■ 前計画における都市計画区域の住民一人当たり面積の確保目標

区分	年次	過去の実績値		前計画の確保目標値		現況値
		平成2年	平成7年	平成17年	平成27年	平成21年
都市公園		—㎡/人	—㎡/人	26.1㎡/人	37.7㎡/人	16.9㎡/人
都市公園等		3.9㎡/人	10.6㎡/人	34.4㎡/人	52.7㎡/人	33.0㎡/人

※「都市公園」とは、都市公園法に基づく公園として告示している公園。

※「都市公園等」とは、都市公園を含む全ての公園。

(2) 緑の保全に関わる施策の検証

緑の一部には、保安林や自然環境保全地域などが指定され保全されていますが、大部分は法規制区域の指定がなく、開発などにより緑が減少する可能性もあります。

自然度の高い緑は、一度消失すると復元が困難なことから、法制度の適用などにより保全性を高めていくことが重要です。

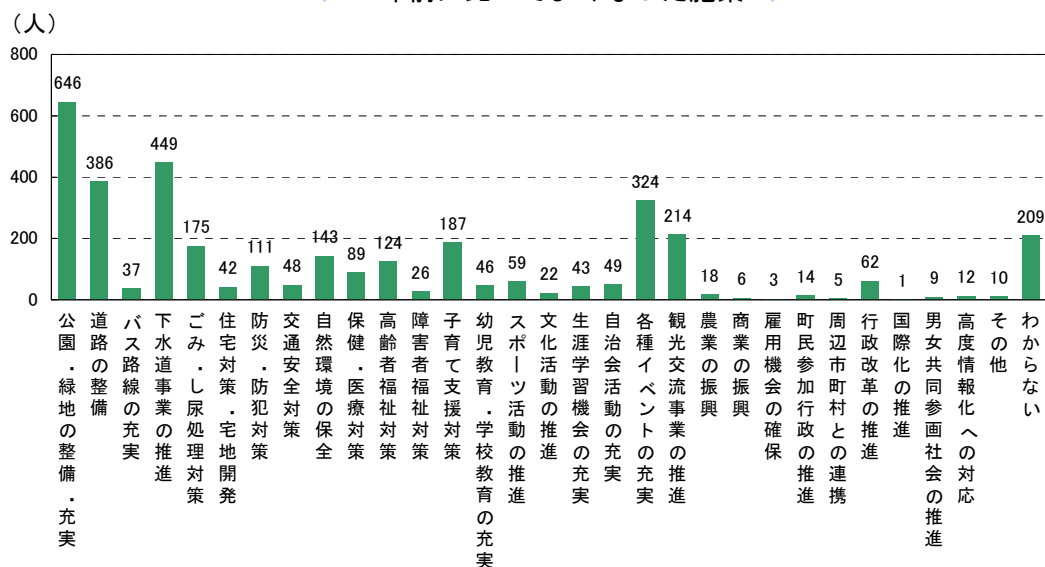
（３）都市公園等の整備に関わる施策の検証

「中井町総合計画改訂に向けた町民アンケート調査」によると、中井中央公園や境グリーンテックパーク、大的公園が整備されたことで、町民の公園に対する満足度は高くなっています。

しかし、公園・緑地の整備は、新たな市街地の整備に連動したものが多く、町民に身近な公園の整備は進んでいないことから、今後は、町民が日常的に利用できるような公園の確保を位置づけることが重要です。

また、厳しい財政状況を踏まえ、既存施設の有効活用の観点から、公園の適切な維持管理や機能の充実が重要です。

◆ 5年前に比べてよくなった施策 ◆



出典：中井町総合計画の改訂に向けた町民アンケート調査（平成21年9月）

（４）緑の創造に関わる施策の検証

大規模な開発地では、中井町開発指導要綱の規定により、一定の緑の確保が見込める状況にあります。一方、既存の市街地では、緑の確保を民有地に依存しており、町民や地域との協働により、緑のまちづくりを進めていくことが重要です。

（５）緑化重点地区に関する施策の検証

前計画の緑化重点地区は、町役場周辺地区の市街地整備事業を見据えた施策が多くなっていましたが、市街地整備事業は進んでいない状況にあります。しかし、地区の北部には、中井中央公園が整備され、緑の拠点的な施設となっています。

緑化重点地区は、町の緑化のモデルとして重点的に緑化を図る地区に位置づけるものであり、今後の緑のまちづくりにあたり、地区の位置づけの有無が重要となります。

町役場周辺地区は、「中井町都市マスタープラン」において中心拠点と位置づけられていることから、緑のまちづくりの拠点としていくためにも、中井中央公園の周辺を含め、引き続き緑化重点地区に位置づけることを検討する必要があります。